

## &lt;感染症について&gt;

保育園は集団生活のため、感染症が流行しやすい環境にあります。集団感染を防ぐために学校保健安全法が定められ、園児が感染症にかかった場合は、医師より感染の恐れがないと認められるまで登園禁止となります。病気が完治、または他の園児に感染する恐れがなくなりましたら、右記の「登園許可証明書」を病院にて記入していただきますようお願い致します。

次のような感染症にかかった場合は登園許可書が必要です。

病名	登園の目安
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹(3日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	症状が消退した後2日を経過するまで
急性出血性結膜炎(はやり目)	
髄膜炎菌性髄膜炎	感染力が極めて強いので医師の判断が出るまで
結核	
流行性角結膜炎	
溶連菌感染症、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑(りんご病)、手足口病、流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)	
RS ウィルス感染症、マイコプラズマ感染症、帯状疱疹、水いぼ、とびひ、アタマジラミ等	医師の判断による

※上記以外に、医師の判断で登園停止になる場合があります。

※病院で「登園許可証明書」を記入していただく際、有料となる場合がございますが、何卒ご了承ください。

※上記のような感染症が発生した場合は、玄関のホワイトボードでお知らせいたしますのでご確認下さい。

※登園許可書は保存していただき、コピーをしてお使いください。

※ご家族の方で感染症に罹患した場合は、引き続き連絡して下さい。

※発熱(感染症以外)でお休みしている方は体調が回復してから登園して下さい。

## 主治医 様

まるやま保育園  
主事 加藤朋輝

## 登園許可証明書

まるやま保育園

クラス名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

病名 \_\_\_\_\_ 診断年月日 \_\_\_\_\_

上記園児の病気は他のお子さまへの感染の恐れが無くなりましたので、登園しても良いと認めます。

登園しても良いと認められる年月日 年 月 日 から

## 登園後の注意事項

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

病院名

医師氏名

印 \_\_\_\_\_